

竹原市公告第 24 号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年7月7日

竹原市長 小坂政司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ワコー竹原店

(2) 所在地

竹原市竹原町2304番地25

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3,850平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成20年8月31日

5 変更する理由

店舗閉鎖のため

6 届出年月日

平成23年7月5日